



2007年3月8日

お客様各位

アドビシステムズ株式会社

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃は格別のお引き立てに預かり、厚く御礼申し上げます。

日本国内で販売されておりますアドビシステムズ社のパッケージソフトウェア製品の輸出規制についてご連絡致します。

通常、ソフトウェア製品は、役務として捉えられ、経済産業省が定める「外国為替令」の規制を受けます。また、そのソフトウェア製品を組み込んだ貨物は、輸出貿易管理令の規制を受けます。アドビシステムズ社のパッケージソフトウェア製品は、外国為替令別表9の項（1） 貨物等省令第21条第九号に該当します。ただし、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第十号口に基づき、役務取引許可取得は不要となります。

なお、お客様が、アドビのパッケージ製品の単独の輸出ではなく、アドビ製品がインストールされた他社製品（電子機器など）を輸出される場合は、その製品が輸出規制の対象となる場合がございます。また、アドビ製品を単独で輸出する場合であっても、最終用途等により輸出規制（輸出貿易管理令別表第一16項 キャッチオール規制）の対象になることがありますので、お客様の責任においてご確認いただけますようお願いいたします。

米国の製品であるアドビのパッケージソフトウェアは、米国商務省輸出管理局より、一般商業製品分類としての認可を受け輸出許可を受けておりますが、下記地域への輸出は現在禁止されています。これにより、日本国内からの再輸出も禁止されていますので、ご注意ください。

キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア

（最新情報につきましては米国商務省産業安全保障局のウェブサイトにてご確認ください。

<http://www.bis.doc.gov/policiesandregulations/regionalconsiderations.htm> )

ECCN番号につきましては、<http://www.adobe.com/support/eccnmatrix.html> でご確認頂きますようお願い致します。

今後ともアドビならびにアドビ製品をよろしくお願い致します。

敬具

上記は2007年3月現在に提供されているアドビ（旧マクロメディア製品を含む）のパッケージソフトウェアについてのものです。新たな製品につきましては、順次情報を更新する予定です。（サーバー製品については上記記載が適用されませんことにご留意ください。）